信州うえだ空き家バンク・ハイブリッド説明会

空き家承継について

令和3年11月3日(水) (公社)長野県宅地建物取引業協会上田支部 支部長 樋口盛光

もし、空き家の所有者が認知症になったら・・・



・なにもできません!







売ることも、貸すこともできなくなります。

・では、どうしたらいいでしょう?

発症後

成年後見人制度を利用するしかありません。

発症前

意思能力がはっきりし ている間なら他の方法 があります。

・どんな方法でしょうか?

家族信託の利用

所有者を委託者とし、名義を家族等の受託者に変えておきます。 契約ですので、管理、処分権を与えることもできます。

相続時精算課税制度を 利用した贈与



贈与者

60歳以上の親又は祖父母

要件



受贈者

20歳以上の直系卑俗の

相続人の子と孫

要件

非課税枠 2,500万円 超えた場合は贈与税(20%)を納付

処分することが可能

贈与者死亡時に相続財産として申告 贈与 税が還付される可能性



PARTAIL PARTAIL

ご清聴ありがとうございました。